

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について

2011年6月30日
スガキコシステムズ株式会社

少子化問題への対応として、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境を整備すべく、国、地方公共団体、事業主それぞれの果たすべき役割等を定めた「次世代育成支援対策推進法（次世代法）」が2003年に公布されました。企業はこの法律に基づき、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等について、「一般事業主行動計画（行動計画）」を策定することとなっています。

当社では、2005年4月から2008年3月までの3年間の第1次行動計画期間、2008年4月から2011年3月までの3年間の第2次行動計画期間として取り組みを実施してまいりましたが、この度、2011年4月から2014年3月までの3年間の第3次行動計画期間とする、「第3次行動計画」を下記の通り策定しました。

第3次行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1 所定外労働の削減に向けた従業員の意識付け、および職場風土の更なる改善に取り組む。

<対策>

○就労管理に向けた管理監督者対象の研修を継続実施する。

【本社部門】 現在実施中のノー残業デーの完全実施による早期帰宅。

【店舗部門】 就労スケジュールの事前作成による契約外労働の防止による労働時間短縮。

目標2 平成26年3月までに、出産・育児を理由として円満退職した元従業員を、店舗状況および該当者の事情を考慮した雇用形態にて柔軟に再雇用する。

<対策>

○従業員の意識やニーズ等の把握に努める中で、社内支援制度・体制の充実に向けた検討、論議を進める。

以 上